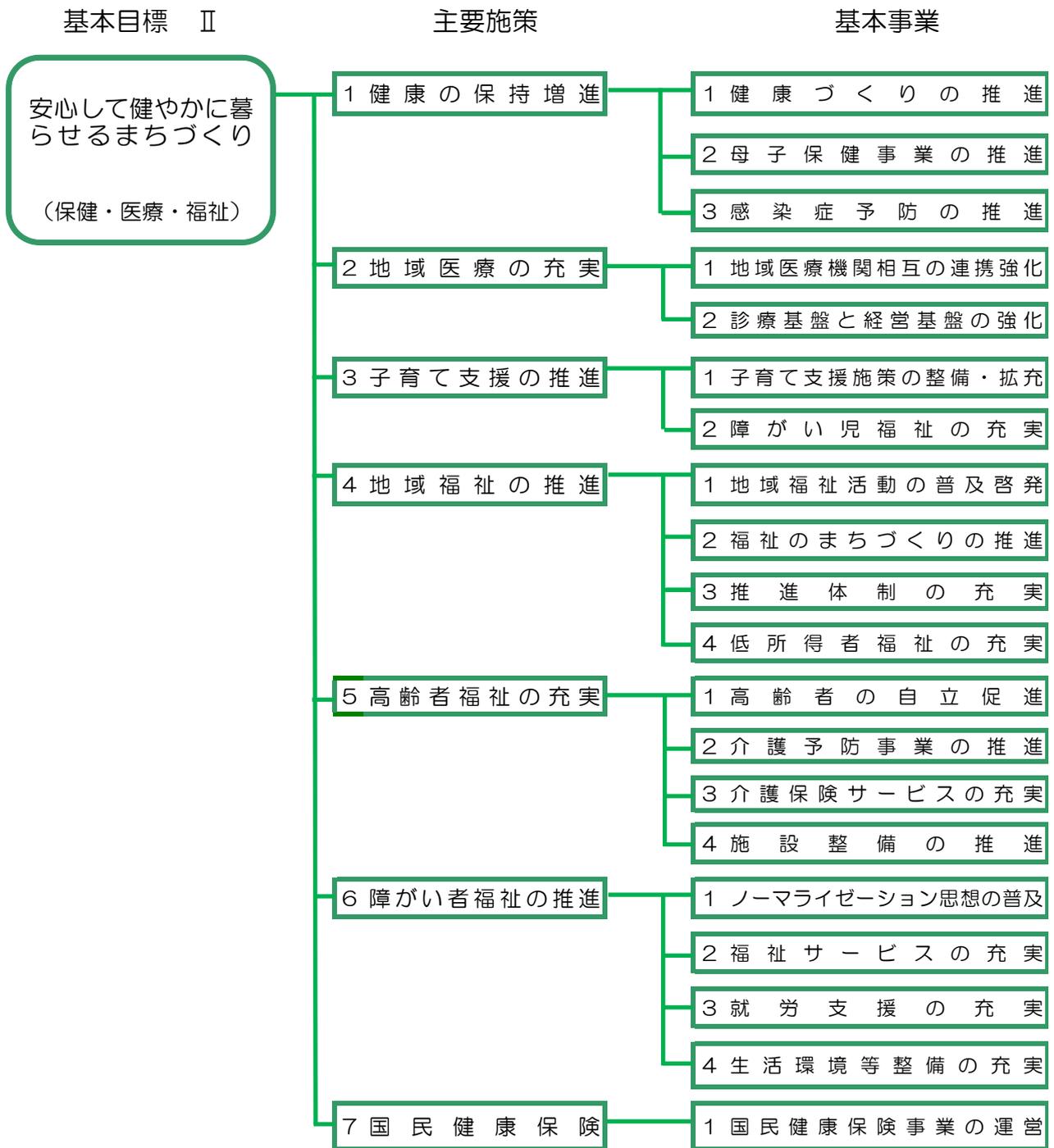


Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

施策の体系



Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-1 健康の保持増進

〔現状と課題〕

- ◆急速な高齢化や食生活などの変化に伴い、今後ますます生活習慣病[※]の増加が予測されることから、予防を重視した健診事業の充実に努めていく必要があります。
- ◆生活習慣病は、高齢に伴い重症化し生活に支障をきたしやすくなることから、主に地域や職域と連携し、働き盛りである壮年期からの予防対策を推進していく必要があります。
- ◆市民一人ひとりが健康づくりの大切さを自覚し、主体的に健康づくりに取り組めるよう、関係機関や地域と連携し、健康づくりの普及啓発に努めていく必要があります。
- ◆少子化・核家族化などが進み、子育ての負担感や育児不安をもつ母親の増加、さらに、食生活や生活リズムの乱れなど、親子の抱える問題が多様化し、虐待予防も含めた早期からの支援が必要となってきました。また、乳幼児の健全な発育や発達を促すために、関係機関と連携し、疾病や発達の遅れなどを早期に発見し、適切な支援に結びつけていく必要があります。

各種がん検診の現況（比較）

（単位：人）

	平成 17 年度			平成 22 年度		
	対象数	受診数（率）	がん発見数	対象数	受診数（率）	がん発見数
胃がん	5,924	1,643 (27.7%)	7	5,586	1,697 (30.4%)	1
肺がん	5,939	1,842 (31.0%)	2	5,586	1,925 (34.5%)	1
大腸がん	6,040	1,530 (25.3%)	6	5,586	1,826 (32.7%)	5
子宮がん	8,153	1,127 (13.8%)	0	7,442	982 (27.7%)	2
乳がん	4,178	938 (22.5%)	3	3,716	926 (51.9%)	3

※対象数・受診率算出：国の算出基準見直しに伴う変更

特定健康診査の現況（単位：人）

	平成 22 年度	
	対象者数	受診数（率）
特定健康診査	5,227	1,360 (26.0%)

※対象者数：40歳から74歳の名寄市国民健康保険加入者

用語解説

※生活習慣病

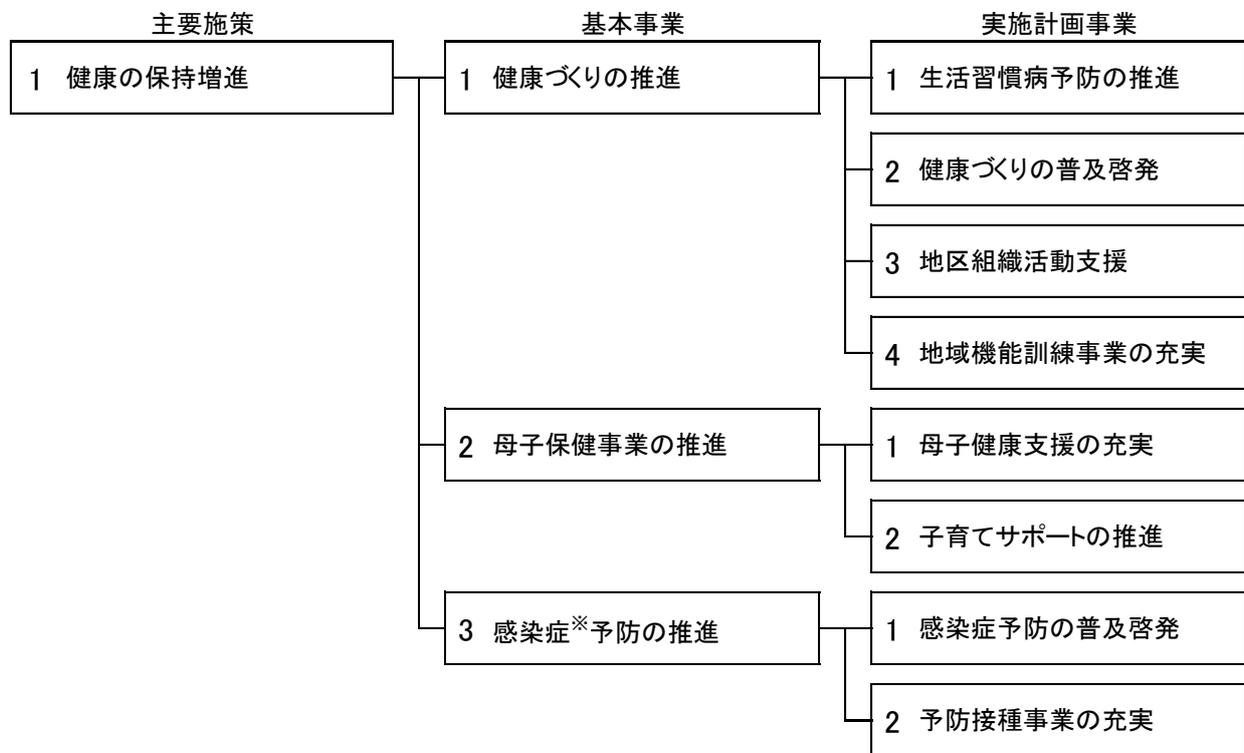
心臓病、高血圧、糖尿病、脂質異常、がんなど、不適切な食事や運動不足、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣によって起因すると考えられる病気。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆「自分の健康は自分で守る」という健康意識を高め、広く市民を対象に健康に関する正しい情報提供や知識の普及啓発に努めます。
- ◆名寄市健康増進計画「健康なよろ 21」に基づき、年代別に生活習慣病予防を重視した健康づくりを推進します。
- ◆子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠期から一貫した母子保健事業の充実を図ります。

〔施策の体系〕



用語解説

※感染症

病気の原因となるウイルスや細菌などが人の体の中に入り増殖して引き起こす病気。インフルエンザなど人に伝染するものと、肺炎など人に伝染しないものがある。

〔基本事業〕

1 健康づくりの推進

◎生活習慣病を予防するために、健診の年齢の拡大や健診受診率向上を図り、健診結果をもとに、生活習慣の改善や個々にあった健康づくりができるよう支援します。また、関係機関や職域・地域と連携を図り、効果的に健康づくりができるよう努めます。

2 母子保健事業の推進

◎子どもの健やかな発達・発育を支援するとともに、子育て情報の提供、各教室・相談の実施、親同士の交流の場を設けるなど、虐待予防も含めた母子保健事業の充実に努めます。

3 感染症予防の推進

◎感染症発生動向の把握及び予防に関する正しい知識の普及啓発に努めます。また、乳幼児などの予防接種を適切な時期により安心して受けられる体制を推進するとともに、高齢者に対しては、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンの予防接種費用を一部助成し、感染症の予防に努めます。

〔想定される主な計画事業〕

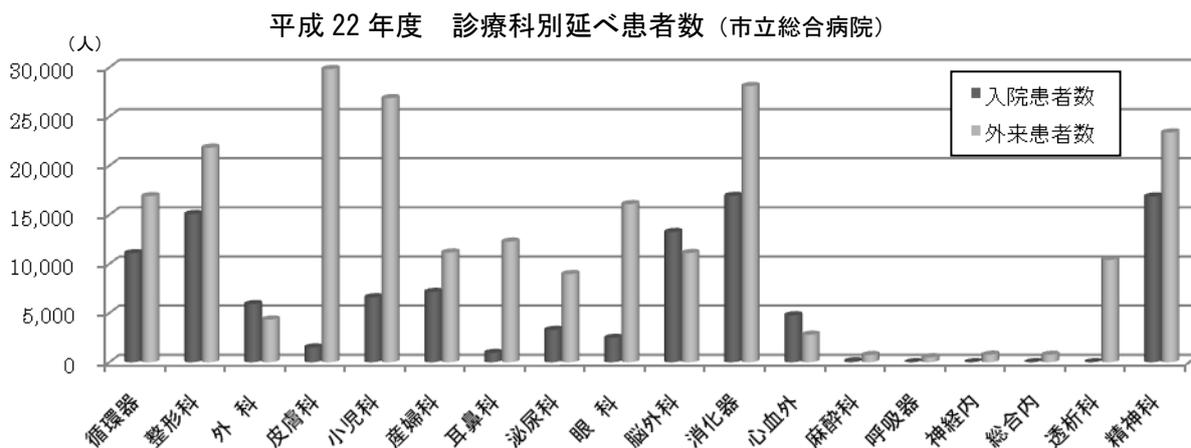
- 生活習慣病予防等活動事業
- 健康づくり運動推進事業
- 母子健康支援事業
- 感染症対策事業

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-2 地域医療の充実

〔現状と課題〕

- ◆圏域の基幹病院としての市立総合病院は、平成 10 年 3 月に道北第三次保健医療福祉圏の地方センター病院※として指定を受けており、その医療圏は上川北部、南宗谷、西網走地方、留萌地方の一部にまで及んでいます。
- ◆診療面でも一般医療・精神医療から高度・特殊医療、急性期医療から慢性期医療、第 1 次救急から第 3 次救急までの全ての医療を担当し、更にサテライト診療※や地方への医師派遣などの地域医療支援事業にも取り組んでいます。
- ◆過疎化や高齢化が進行していますが、地域の住民がいつでも安心して適切な医療を受けられることがますます重要になっていますので、市内のプライマリケア※を担う国保診療所や開業医と急性期医療を担う市立総合病院、慢性期医療を担う東病院が役割を分担して地域医療体制を構築する必要があります。
- ◆新医師臨床研修制度に伴う大学での医師の不足や都市部への偏在、医薬分業化の一環としての院外処方推進と薬学部 6 年制化による薬剤師の不足、7:1 看護基準新設などによる地方での看護師の不足などの状況にありますが、市民が安心して暮らせるための医療供給体制を構築する必要があります。
- ◆全国的には医療施設の集約化が予想されますが、市立総合病院は道北における地域医療の拠点施設としての役割が大きくなると思われますので、そのための病院機能の整備・充実が必要です。
- ◆経営の効率化、再編・ネットワーク化などを推進するため、平成 20 年度に総務省のガイドラインに基づき、市立総合病院と東病院それぞれ改革プランを策定しました。プランの最終年度である平成 23 年度の決算が確定した段階で、評価と検証を行い、市民はもとより、地域住民の皆さんが安心して暮らせるよう、新たな長期計画による病院運営が必要です。



用語解説

※地方センター病院

第三次保健医療福祉圏（道内 6 圏域、名寄は道北医療圏）の高度・専門医療機関。

※サテライト診療

圏域内の病院・診療所に出張開設して行う外来診療。

※プライマリケア

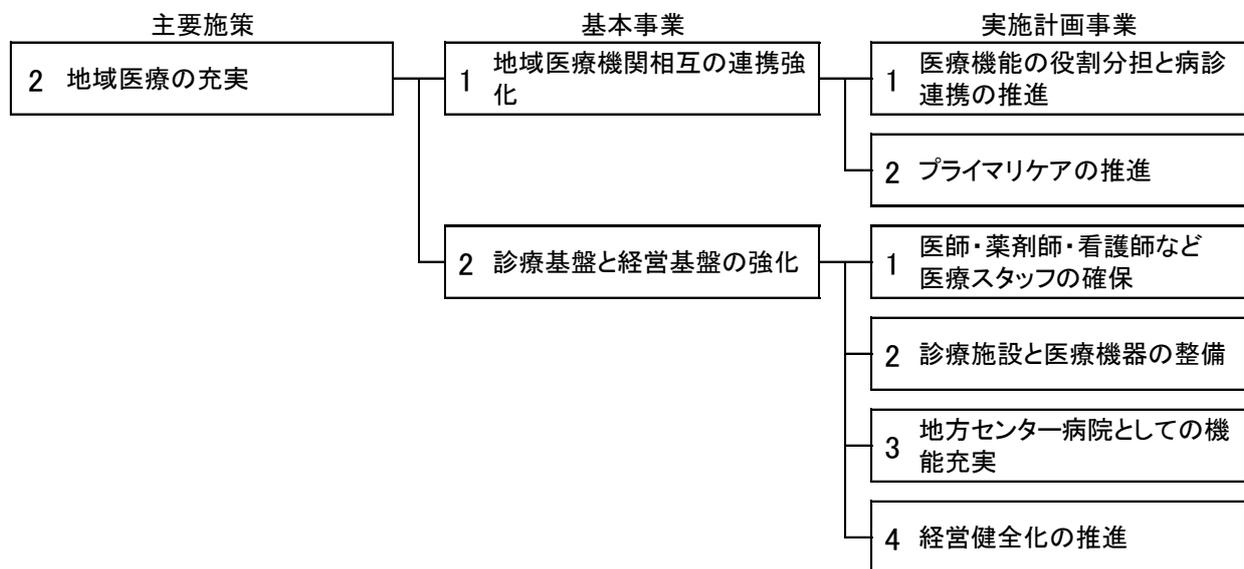
「初期診療」、「かかりつけ医」。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆地方の医療機関が増えない現状で地域医療の充実を推進していくためには、現有の医療資源を最大限に活用する必要がありますので、プライマリケアを担う国保診療所や開業医と急性期医療を担う市立総合病院、慢性期医療を担う東病院が医療機能の分担と病診連携を推進します。
- ◆名寄市高齢者保健医療福祉計画に掲げられている「プライマリケアの推進」「在宅医療・終末期医療の推進」「救急医療体制」の整備を推進します。
- ◆市立総合病院は、道北における地域医療の拠点施設としての役割を果たすために、医師の招聘（へい）、薬剤師・看護師などの人材確保に向けた活動や体制整備を推進します。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 地域医療機関相互の連携強化

◎地域医療の充実を図るためには、市内外の医療機関との役割分担や連携が必要と考え、各医療機関との連携強化を推進します。

2 診療基盤と経営基盤の強化

◎市民がいつでも安心して適切な医療を受けられるための、診療体制や診療基盤の整備拡充に努めます。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔想定される主な計画事業〕

- 市立総合病院長期事業計画の策定
- 高度・一般医療機器の更新整備
- 病室等既存施設の改善整備
- 上川北部病診連携協議会との協働
- 地域医療支援事業の推進
- 包括的な保健医療のネットワークの構築
- 健診事業の推進
- 市立総合病院精神科病棟改築整備事業
- 道北北部連携ネットワークシステム整備事業（市立総合病院）
- 医療スタッフの充実（市立総合病院）
 - ・医師の招聘（へい）と勤務環境の充実
 - ・看護師等学資金制度の充実
 - ・24時間保育所の開設

Ⅱ-3 子育て支援の推進

〔現状と課題〕

- ◆出生数は依然として横ばい状況を示し、女性の社会進出、就業形態の変化などに伴い、子育て家庭を取り巻く環境も変化し、子育てに関する要望も多様化しています。
- ◆市内には、市立保育所3カ所、私立保育所1カ所、認定こども園1カ所、認可外保育所1カ所、へき地保育所3カ所、企業内保育所4カ所があります。すべての保育所で低年齢児の入所が多いため定員を超えて保育にあたっており、待機児童を出さない工夫に努めています。また、特定保育*などの短時間保育の実施、多世代交流を含めた子育て支援センターの一層の充実が求められています。
- ◆平成21年4月に認定こども園が開設され幼保一体化*の一翼を担っていますが、現在、国では認定こども園を含む新たな子育て支援体系を検討しており、その動向を注視する必要があります。
- ◆市立3保育所は築30年が経過し著しく老朽化が進んでおり、改築及び統合による総合的な保育施設の整備が求められています。
- ◆子どもの健全な成長に欠くことのできない食育については、食育計画を作成して実施します。
- ◆児童虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を深め、地域ぐるみで子どもを見守り、子どもを主体とした施策の充実が求められています。また、ひとり親家庭については、子どもの健全育成のため、相談・経済的支援・就労の促進の充実が求められています。
- ◆療育センターでは未通所児童の相談が増加の傾向にあり、発達の遅れや、障がいを持つ児童のハンディの軽減・改善を図るため、関係機関と連携し、早期発見・早期療育が重要になっています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆就業形態の多様化、女性の社会進出、国の制度の変化などで保育要望も複雑・多様化しています。名寄ひまわり子育てプラン「ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」に基づき、さまざまな保育需要にも対応できるよう施策の充実を図ります。特に休日保育のニーズの把握をするとともに、保育内容の充実や保育士の資質の向上に努めます。
また、待機児童については、今後も出さないことを基本にします。
- ◆食育、児童虐待防止、ひとり親家庭の問題については、市立大学やボランティア団体をはじめ、関係機関との連携を深め、地域ぐるみで子どもを見守るとともに、子どもを主体とした施策を推進します。
- ◆名寄市総合療育センターにおける、児童デイサービスセンターと子ども発達支援センターの充実を図ります。

用語解説

※特定保育

保護者が就労などの理由により、1カ月当り概ね64時間以上、家庭での保育が困難な場合に行う保育。

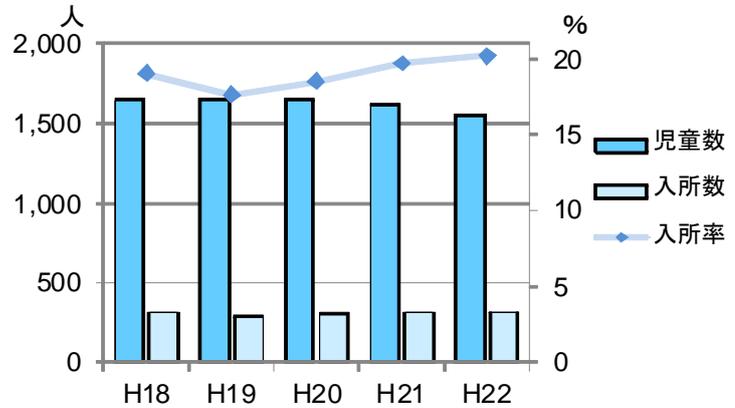
※幼保一体化

幼稚園は文部科学省・学校教育法、保育所は厚生労働省・児童福祉法に基づき二元制度で運営をされているが、この制度を変えずに、施設を共有、一体化して運営をすること。

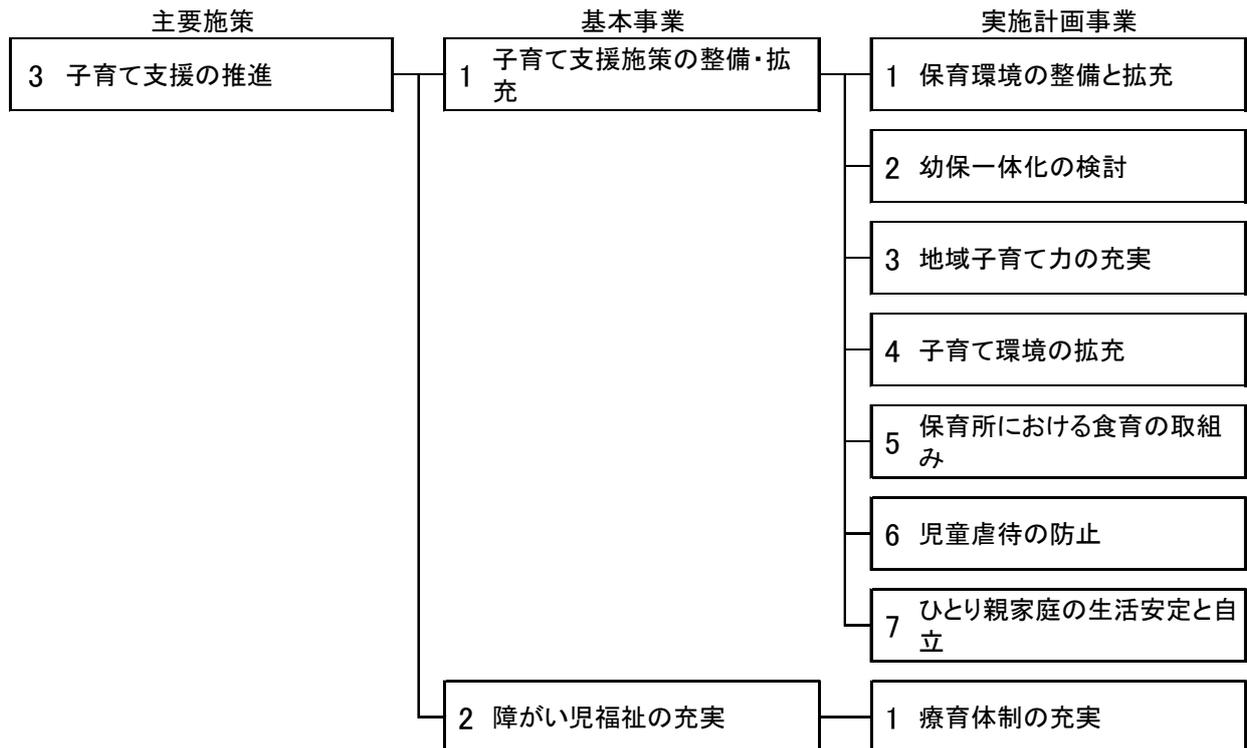
Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

就学前児童数と認可保育所入所率（4月1日現在）

年	児童数	入所数	入所率
H18	1,646	313	19.0
H19	1,647	286	17.6
H20	1,645	304	18.5
H21	1,618	318	19.7
H22	1,552	314	20.2



〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 子育て支援施策の整備・拡充

◎子育て家庭の環境変化により多様化する保育需要に対応し、名寄ひまわり子育てプラン「ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」に基づき、子どもを主体とした施策の充実を図り、地域ぐるみで子どもを守り育てる環境づくりに努めます。

2 障がい児福祉の充実

◎発達の遅れ、または障がいのある児童とその家族が身近な地域において、適切な相談・支援が受けられる体制づくりに努めます。

〔想定される主な計画事業〕

- へき地保育所の運営
- 認定こども園運営事業の支援
- 市立大学、地域ボランティアとの協力
- 保育所における食育の推進
- 特別支援教育との連携
- 保育所給食施設環境整備事業
- 乳幼児等医療給付事業
- ひとり親家庭等医療給付事業

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-4 地域福祉の推進

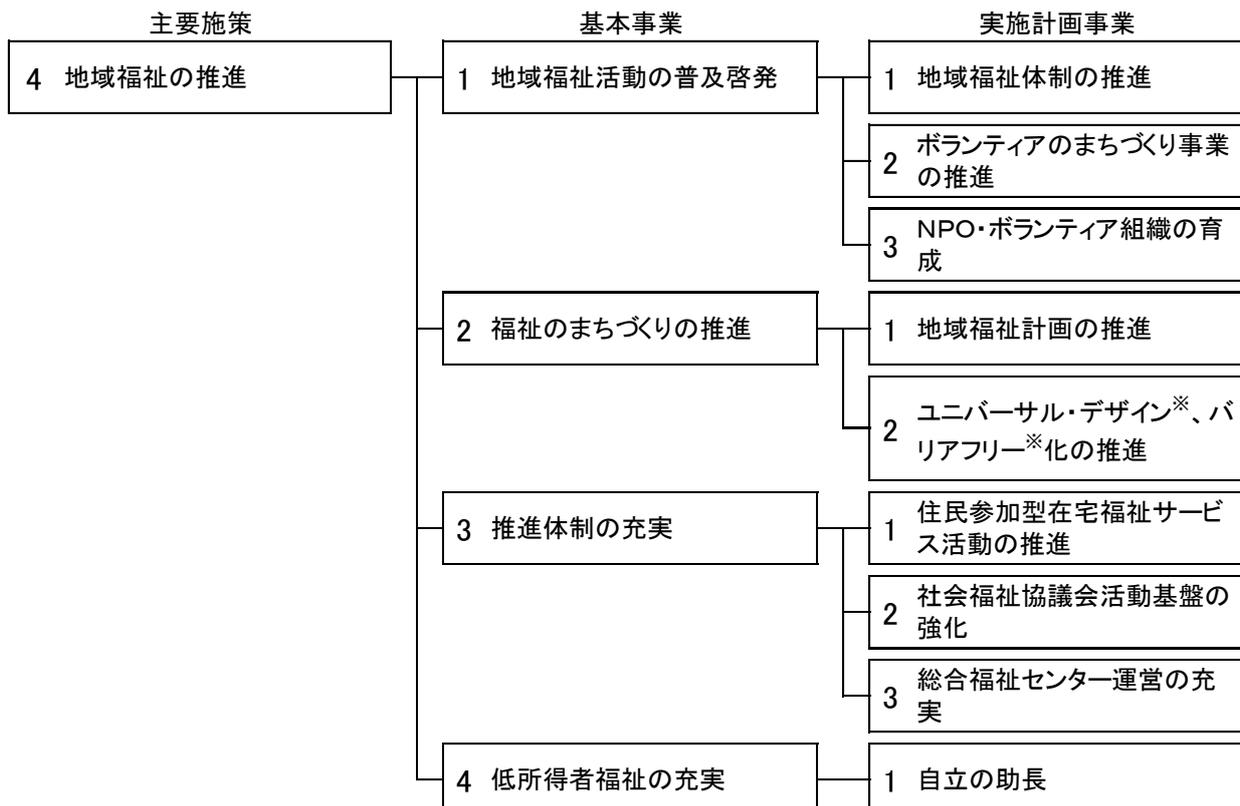
〔現状と課題〕

- ◆平成12年度以降、福祉制度は介護保険制度の導入で大きな転換期を迎え、平成18年度施行の障害者自立支援法や関連した福祉サービスの改正が現在も進められており、今後も国の動向を注視しながら対応する必要があります。
- ◆近年の少子高齢化の進行や核家族化による高齢世帯の増加などから、地域住民の福祉に対するニーズは増大し多様化しています。
- ◆誰もが暮らしやすい社会にしていくためには行政の取り組みに加え、地域住民を主体とした相互扶助を踏まえた地域福祉活動の推進など、市民と行政がともに手を携えて福祉に取り組むことができる体制づくりと環境づくりが重要です。
- ◆生活基盤の弱い低所得者に対し、関係機関との連携のもとでの就労支援、各種制度の適切な運用など、生活の安定と経済的自立の促進を図る必要性が高まっています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆少子・高齢化が急速に進行する中で、誰もが安心して地域で暮らせるよう、市民一人ひとりがお互いに支え合う福祉社会を目指し、「福祉の心^{*}」の醸成と地域福祉の充実に努めます。
- ◆地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員への支援や各種福祉団体などが行う福祉活動の育成に努めます。
- ◆NPO法人など民間活力の導入や育成による福祉活動の推進に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 地域福祉活動の普及啓発

◎地域での相互扶助、ボランティア活動など、福祉活動の普及啓発を図ります。

2 福祉のまちづくりの推進

◎各種個別福祉計画^{*}を踏まえた地域福祉計画に基づき、福祉のまちづくりを推進します。

3 推進体制の充実

◎社会福祉協議会などで実施する福祉活動の育成・支援に努め、地域福祉の推進体制の充実を図ります。

4 低所得者福祉の充実

◎低所得者や被保護者が自立して安定した生活が営めるよう関係機関と連携して、就労支援・生活指導を強化し、自立更生の助長を図ります。

〔想定される主な計画事業〕

■社会福祉協議会運営支援事業

- ・町内会ネットワーク事業
- ・ボランティアセンター事業
- ・住民参加型在宅福祉サービス事業

用語解説

※福祉の心

全ての人の幸せを願う気持ち。

※ユニバーサル・デザイン

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

※バリアフリー

障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例。

※各種個別福祉計画

名寄市健康増進計画、高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、障がい者福祉計画、地域福祉実践計画（社会福祉協議会で策定）などを指す。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

Ⅱ-5 高齢者福祉の充実

〔現状と課題〕

- ◆高齢化が進むなか、特に 75 歳以上の後期高齢者の割合が年々増加しているとともに、全道平均を大きく上回っています。核家族化などにより家庭での介護力が低下し、地域で支えあう環境づくりが求められています。

名寄市の75歳以上人口と全人口に対する割合（住民基本台帳人口：各年3月末）

年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	全道(平成23年)
人数(人)	3,681	3,838	4,014	4,116	4,213	4,310	673,820
割合(%)	11.8	12.4	13.0	13.3	13.8	14.3	12.3

- ◆要介護状態となる可能性の高い高齢者を早期に把握し、介護予防を進めていくための事業と、支援を必要とする高齢者の総合相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ◆平成 24 年 4 月から実施される名寄市第 5 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護サービスの基盤強化を図る必要があります。

介護認定率

平成23年3月 名寄市 16.1%（平成23年3月 全道17.6%）

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆高齢者の自立に向けた生きがい対策や生活支援事業を推進します。
- ◆地域包括支援センター※において、介護予防事業や高齢者の相談対応などの総合相談支援業務を推進します。
- ◆高齢者の生活状況やニーズの把握など、調査に基づいた介護保険事業計画を策定し、各種事業を計画的に推進します。
- ◆在宅で日常生活を営むことに配慮しつつ、緊急時における地域住民との支援体制を確立するなど、住み慣れたこの地で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

用語解説

※地域包括支援センター

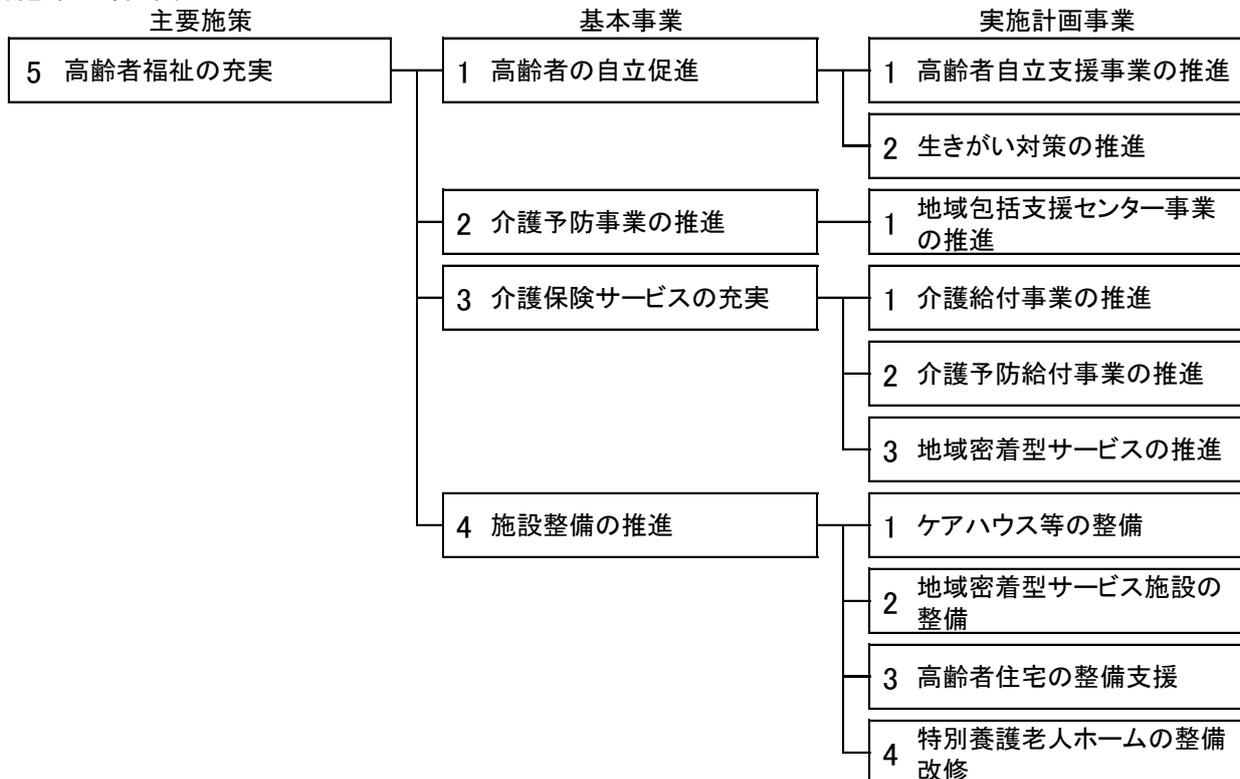
地域における高齢者の心身の健康保持、保健福祉医療の向上、生活の安定に必要な支援を包括的に行う中枢機関。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

主な介護保険施設等の状況

種 別	入 所 等 規 模
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム(清峰園100床・しらかばハイツ80床)
介護老人保健施設	そよかぜ館100床
軽費老人ホーム(ケアハウス)	フロンティアハウスふうれん50人
特定施設入居者生活介護※	小規模ケアハウス(ノーデンス西1条 29人)
認知症対応型共同生活介護※	認知症高齢者グループホーム(里の家18人・里の家2号館18人・そよかぜ館アネックス18人)
ショートステイ	特別養護老人ホーム(清峰園15床・しらかばハイツ10床)
シルバーハウジング※	緑丘第1団地(14戸)、新東光団地(15戸)、マーガレットヴィラ(23戸)

〔施策の体系〕



用語解説

※特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームで入居する要介護者に対し日常生活上の世話などを行う施設。

※認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対し、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民の交流の下、介護と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営める施設。

※シルバーハウジング

高齢者世話付き住宅と呼ばれ、高齢者の生活特性に配慮しバリアフリー化された公営住宅と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供を併せて行う高齢者向けの住宅。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔基本事業〕

1 高齢者の自立促進

◎高齢者の豊富な経験と知識を活かして積極的に社会参加を促進し、健康づくりや生きがい活動が推進されるよう、高齢者の自立生活活動を支援します。

2 介護予防事業の推進

◎地域包括支援センターにおいて、生活機能の低下により、将来的に要支援・要介護状態となる可能性のある、65歳以上の高齢者を的確に把握し、その人に適した介護予防事業を推進します。

3 介護保険サービスの充実

◎第5期（平成24～26年度）介護保険事業計画に基づき、適正な介護保険サービスの充実に努めます。

4 施設整備の推進

◎高齢者が住み慣れた地域で継続した生活が営まれるよう適切な在宅サービスを推進する一方で、在宅での生活が困難となった方が安心して生活できるよう施設整備を推進します。

〔想定される主な計画事業〕

- 特別養護老人ホーム整備改修事業
- 除雪サービス事業
- 介護予防事業
- 包括的支援事業
- 指定介護予防支援事業（要支援1・2のケアプラン作成）
- 生活援助員派遣事業

Ⅱ-6 障がい者福祉の推進

〔現状と課題〕

- ◆本市の障がい福祉施策は、「ノーマライゼーション※」と「リハビリテーション※」を基本理念とする「名寄市障がい者福祉計画」に基づき推進していますが、国の障がい者施策は平成 18 年 4 月に施行された「障害者自立支援法」に身体、知的障がい者※に加えて精神障がい者※、発達障がい者※も法律上障がい者に含まれることを明示してサービスが受けられ易くなるよう改善し、さらに障がい者福祉施策全体の法改正の検討が進められています。
なお、平成 22 年度には障害者自立支援法の一部改正により、国が定める福祉サービス及び補装具費については、低所得者の利用者負担が無料化されています。
- ◆障害者自立支援法は、総合的な支援システムによるサービス提供と、施設から地域生活への促進を大きな柱としていますが、地域で生活するための基盤整備や就労支援など、具体的な方策が重要な課題となっています。
- ◆高齢化の進行や核家族化による社会構造の変化、さらには福祉制度の改正により障がい者を取り巻く情勢は極めて厳しい状況であるため、地域生活支援や就労の場の確保に向けた取り組みを地域住民をはじめ企業、町内会などと協働して進めていくことが重要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を基本として、具体的な方策については「第 2 次名寄市障がい者福祉計画（平成 20～29 年度）」と整合性を図るとともに、3 年ごとに見直される「名寄市障がい福祉実施計画」に、本市に必要な障がい福祉サービス量などを盛り込みます。

用語解説

※ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

※リハビリテーション

身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。

※知的障がい者

知能を中心とする精神の発達が幼少期から遅れていて、社会生活への適応が困難な状態の者。

※精神障がい者

精神に異常のみられる状態の者。

※発達障がい者

子どもの発達途上において、生体の機能の一部が成熟しないでとどまっている状態の者。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

障害者手帳交付状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

(1) 身体障がい者

(単位：人)

程 度 別 等級 障害名	重 度		中 度		軽 度		計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	34 (36)	20 (21)	7 (10)	8 (7)	11 (11)	14 (13)	94 (98)
聴覚機能障害	6 (11)	29 (38)	23 (26)	41 (33)	0 (0)	76 (92)	175 (200)
音声・言語・そしゃく機能障害	1 (1)	5 (6)	8 (12)	9 (6)	0 (0)	0 (0)	23 (25)
肢体不自由(体幹機能障害含)	139 (143)	152 (163)	186 (139)	251 (217)	86 (89)	32 (37)	846 (788)
内部障害	207 (160)	3 (4)	33 (41)	57 (43)	0 (0)	0 (0)	300 (248)
手帳交付件数(実人数)	387 (351)	209 (232)	257 (228)	366 (306)	97 (100)	122 (142)	1,438 (1,359)

※下段の（ ）内の数字は平成 18 年 4 月 1 日現在の交付者数です。

(2) 知的障がい者

(人)

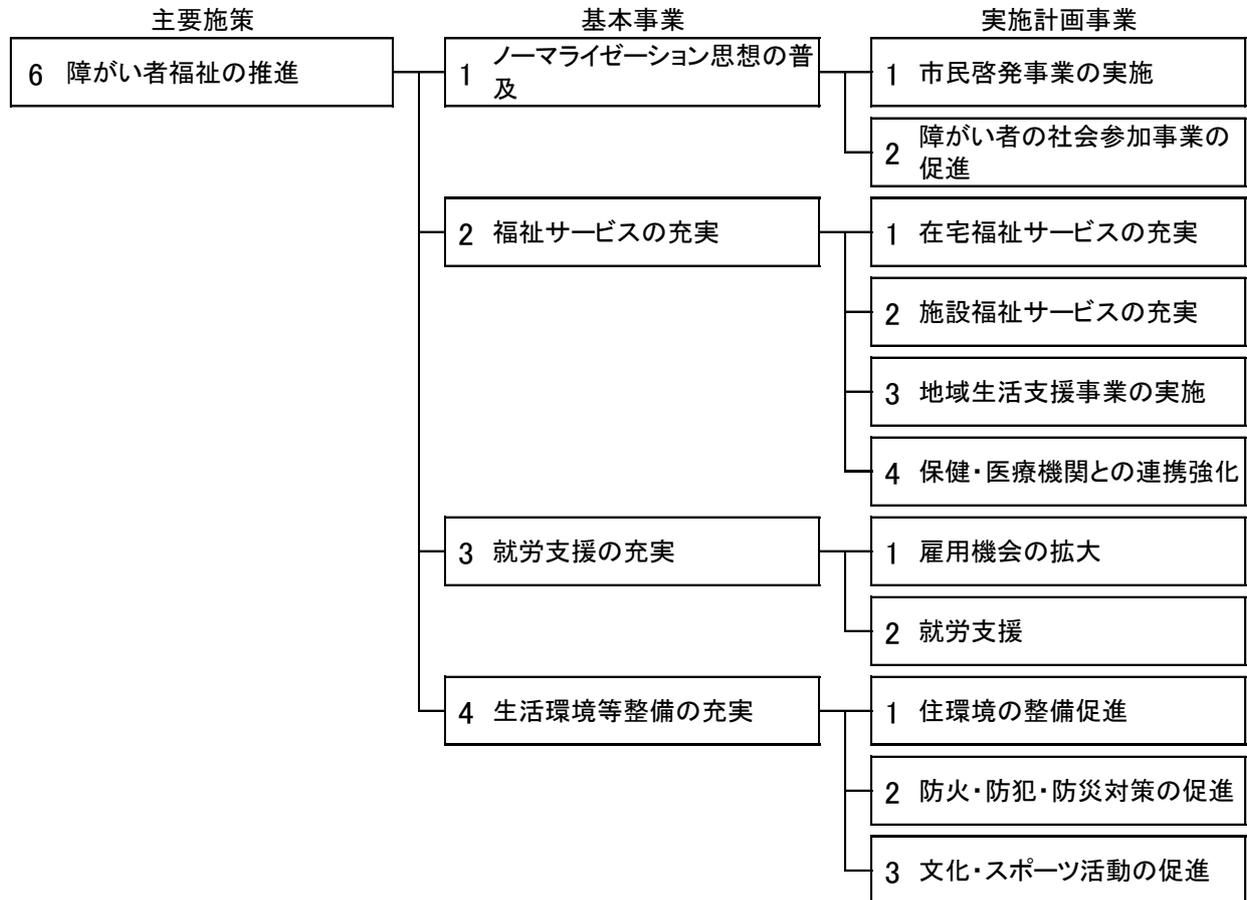
	H18. 4. 1	H23. 3. 31
療育手帳 A	104	115
療育手帳 B	121	197
合計	225	312

(3) 精神障がい者

(人)

	H18. 4. 1	H23. 3. 31
1 級	15	18
2 級	73	93
3 級	23	30
計	111	141

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 ノーマライゼーション思想の普及

◎障がい者の地域行事などへの社会参加を促進し、障がいのある人とない人とが相互に交流を深め、ノーマライゼーションの理念や障がい者に対する理解の啓発に努めます。

2 福祉サービスの充実

◎障がい者ができる限り住み慣れた地域で、家族とともに充実した生活が送れるよう、相談・指導体制の強化を図り、障がい者それぞれに応じたサービスの提供に努めます。

◎障がい者が社会で活動できる環境を整えるため、グループホームなどの基盤整備を進めるとともに、施設と地域との交流促進に努めます。

◎地域で生活している障がい者の日常生活の支援、相談、地域交流活動を行い、自立と社会参加を促進するため、地域活動支援センターの充実を図ります。

◎これまで、支援が行き届かなかった自閉症や学習障害などの発達障がい児・者の自立と社会参加を支援するため、関係部署、関係機関との連携強化に努めます。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

3 就労支援の充実

◎ハローワークなど関係機関、団体との連携を強化し、雇用促進のための啓発活動の推進、各種助成制度の周知に努め、企業が安心して雇用できる環境整備を進めます。また、行政の関連施設などにおいては、積極的に職場開拓を図っていきます。

4 生活環境等整備の充実

◎市民一人ひとりが快適な生活を送れるよう、公共建築物をはじめ民間の建築物についても事業者の協力を得ながら、障がいのある方や高齢者が、まちなかでふれあうことができるやさしいまちづくりを推進します。

◎災害時に備えた防災・援護体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携強化を図ります。

◎障がい者が自己能力の開発や生きがいをづくりのため、スポーツやレクリエーションに参加できるような機会の充実に努めます。

〔想定される主な計画事業〕

- グループホーム、ケアホームの設置促進
- 地域生活支援事業
- 重度障害者医療給付事業
- 自立支援給付の適正実施
- 障害介護給付事業
- 重度障害者ハイヤー料金助成事業

Ⅱ-7 国民健康保険

〔現状と課題〕

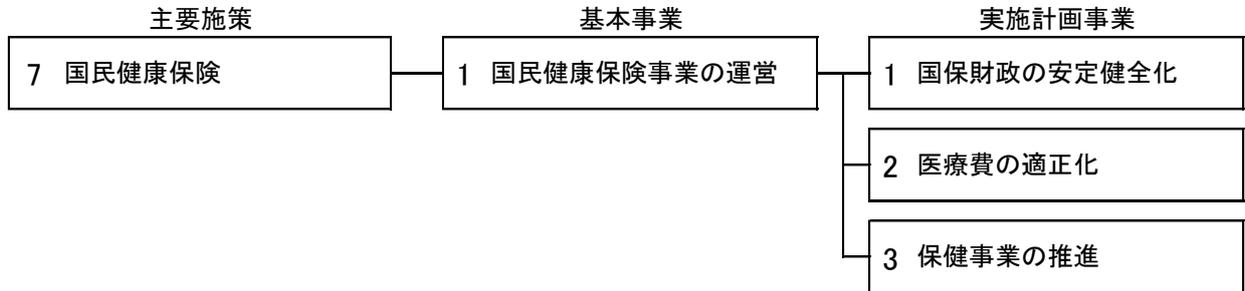
- ◆国民健康保険制度は、地域医療の中核を担う医療制度として、市民の健康保持・増進において、大きな役割を果たしてきました。
- ◆本市における国民健康保険は、平成20年度の後期高齢者医療制度開始により、6,313世帯、11,596人だった加入者が4,687世帯、8,134人となって運営されており、疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行っています。これらに必要な財源は、主に保険税と国や道などの各種交付金となっています。
- ◆高齢化の進行、疾病構造の変化や医療技術の進歩などにより、医療費は高い水準で推移し、本市では平成22年度から高医療費体質として指定を受けたことから、医療費適正化が求められています。
- ◆現在、都道府県が運営する広域化の議論が行われています。後期高齢者医療制度が廃止された後の高齢者医療制度の再編や、国が進める「税と社会保障の一体改革」によって公費負担割合と加入者自己負担の見直しが予定されるなど、制度をめぐる環境の変化が見込まれるため、保険者としての的確な対応が必要になります。
こうしたなか、平成20年度から生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導が始まり、生活習慣病の予防に着目した保健事業を推進するために、関係機関が連携、組織体制を強化し、疾病の早期発見、重症化の予防を図り、医療費の適正化に努めることが重要な課題です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆加入者の健康に対する意識の向上を目指して保健事業の充実を図るとともに、国民健康保険事業の長期安定運営と健全財政の維持を基本に推進します。

Ⅱ 安心して健やかに暮らせるまちづくり

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 国民健康保険事業の運営

◎財政健全化のため、保険税の適正な負担と収納率の向上に努め、制度の改善と国庫負担の拡充・強化を関係機関に要請します。また、予防を重視した健康づくりと健康管理を推進し、加入者の意識啓発に努めます。

〔想定される主な計画事業〕

■名寄市国民健康保険事業安定化計画推進事業